湖風（うみかぜ）

NALCびわこ彦根・広報誌
第９９号・平成２７年４月１０日
彦根市後三条町１２５（安田武雄方）
電話＆FAX０７４９・２３・２５３７
編集・発行責任者・小林　　博

介護保険制度の改正

今年の４月から、新しい介護保険制度が３年間の移行期間があるが、順次始まります。改正の目的は、「地域包括システムの構築」「利用者負担の公平化」と言われています。

１．【要支援１、２の通所介護と訪問介護が給付対象外になる】

新な受け皿になるのは、各市町村と地域のボランテイアになります。彦根市では、平成29年４月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移ります。サービス事業者以外の民間企業やNPO、ボランテイアなどによるサービス提供が可能になり、今まで通りの専門的なサービスのほかに利用者の要望に対応できるサービスが始まります。

２．【小規模通所介護（小規模デイサービス）の区分が消える】

今後１年間の間に、「地域密着型サービス」に姿を変え、各自治体の介護計画のもとで管理されます。

その為、ナルク滋賀福祉調査センターが行っている小規模多機能の外部評価がなくなりグループホームだけになります。びわこ彦根も外部評価が減収になります。

３．【特別養護老人ホーム（特養）への入所は要介護３以上へ】

４月からは、基本的には「要介護３以上」に変更されますが、既に入居されている方は対象外です。

４．【利用者の負担額も見直される】

４月には低所得者の負担が減る一方で、８月からは高所得者の自己負担額２割負担へ引き上げが始まります。介護を受け人の所得に応じて負担額を変えることで公平化を図ろうとしているのです。　　（安田）

びわこ彦根広報板

〔２月の活動記録〕

時間外預託点数　６点　（１人）
奉仕活動点数　　３点　（３人）

〔運営委員会・月例会〕

実施　３月３日（火）ＰＭ１：３０～
予定　４月７日（火）ＰＭ１：３０～

〔２月度の経過報告〕

*サロン開催実績
おしゃべり３回１０名　パソコン０回
卓球４回１６名　読書６人８冊
チビッコサロン１３組３３名

〔助け合い〕０件

〔福祉調査センターの活動〕

実施　２月０件
予定　３月１件

〔会員動向〕　異動なし

〔連絡事項〕

・宅老所の補助金は、従来通りで申請すれば交付してもらえますが、書式が若干変更されています。提出期限は、４月15日です。
・宅老所の中の「いきいきサロン ほのぼの」は今年度をもって運営を中止されます。
・４月から、小規模多機能の外部評価が中止になります。したがって、調査員の委託料が減額になる予定です。
・卓球の運営委委員、今井さんの入院が長引くとの事ですので、小林代表にお願いします。
・監査の、松田さんも病気が長引くようですが、引続きお願いできるようです。